平成 23 年 5 月 13 日

各　位

会　社　名：株式会社りそなホールディングス
コード番号：8308（東証･大証各市場第 1 部）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 23 年 6 月 24 日開催予定の第 10 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）第１種優先株式および第２種優先株式の全株消却、ならびに第３種優先株式の一部消却に伴い、発行可能株式総数および発行可能種類株式総数を変更するものであります。

（２）第１種優先株式および第２種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。

（３）丙種優先株式、己種優先株式および第３種優先株式に係る取得請求権について、新規普通株式の発行による引換価額(下限引換価額を含む。)の調整等に伴い、当該取得請求権の内容を明確化するために変更を行うものであります。

（４）その他、上記の変更を行うことに伴う条数の変更、ならびに期間の経過による所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

３．今後の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 24 日（金）
上記記載の定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 24 日（金）

＜本件に関するお問合せ先＞
りそなホールディングス　コーポレートコミュニケーション部
（東京本社）TEL:03-6704-1630、（大阪本社）TEL:06-6264-5685、（埼玉分室）TEL:048-835-1524

HD 定款変更案 ＜平成 23 年度＞

現行定款	変更案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第 5 条 当会社が発行することのできる株式の総数は、8,201,780,800 株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式 7,300,000,000 株 丙種優先株式 12,000,000 株 己種優先株式 8,000,000 株 第 1 種優先株式 275,000,000 株 第 2 種優先株式 281,780,800 株 第 3 種優先株式 275,000,000 株 第 4 種優先株式 10,000,000 株 第 5 種優先株式 10,000,000 株 第 6 種優先株式 10,000,000 株 第 7 種優先株式 10,000,000 株 第 8 種優先株式 10,000,000 株	（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第 5 条 当会社が発行することのできる株式の総数は、7,595,000,000 株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式 7,300,000,000 株 丙種優先株式 12,000,000 株 己種優先株式 8,000,000 株 （削除） （削除） 第 3 種優先株式 225,000,000 株 第 4 種優先株式 10,000,000 株 第 5 種優先株式 10,000,000 株 第 6 種優先株式 10,000,000 株 第 7 種優先株式 10,000,000 株 第 8 種優先株式 10,000,000 株
第 3 章 優 先 株 式	第 3 章 優 先 株 式
（優先配当金） 第 11 条 当会社は、第 54 条に定める剰余金の配当（第 54 条第 1 項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第 12 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。 丙種優先株式 1 株につき 68 円 己種優先株式 1 株につき 185 円 第 1 種優先株式 1 株につき、その払込金相当額（2,000 円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する）を支払う。 第 2 種優先株式 1 株につき、その払込金相当額（2,000 円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する）を支払う。 第 3 種優先株式 1 株につき、その払込金相当額（2,000 円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する）を支払う。 配当年率は、平成 16 年 4 月 1 日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当年率＝ユーロ円 LIBOR（1 年物）＋0.50％ 配当年率は、％位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成 16 年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日とする。 ユーロ円 LIBOR（1 年物）は、平成 16 年 4 月 1 日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前 11 時におけるユーロ円 1 年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR 1 年物（360 日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円 LIBOR（1 年物）が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前 11 時における日本円 1 年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円 LIBOR（1 年物）に代えて用いるものとする。 営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。	（優先配当金） 第 11 条 当会社は、第 54 条に定める剰余金の配当（第 54 条第 1 項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第 12 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。 丙種優先株式 1 株につき 68 円 己種優先株式 1 株につき 185 円 （削除） （削除） 第 3 種優先株式 1 株につき、その払込金相当額（2,000 円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する）を支払う。 配当年率は、平成 16 年 4 月 1 日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当年率＝ユーロ円 LIBOR（1 年物）＋0.50％ 配当年率は、％位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成 16 年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日とする。 ユーロ円 LIBOR（1 年物）は、平成 16 年 4 月 1 日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前 11 時におけるユーロ円 1 年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR 1 年物（360 日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円 LIBOR（1 年物）が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前 11 時における日本円 1 年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円 LIBOR（1 年物）に代えて用いるものとする。 営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

HD 定款変更案 ＜平成 23 年度＞

現行定款	変更案
第 4 種優先株式　　1 株につき、その払込金相当額(25,000 円)に、年 3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額 25,000 円に対し 992 円 50 銭)とする。 第 5 種優先株式　　1 株につき、その払込金相当額(25,000 円)に、年 3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額 25,000 円に対し 918 円 75 銭)とする。 第 6 種優先株式　　1 株につき、その払込金額(25,000 円)に、年 4.95%の配当率を乗じて算出した額(払込金額 25,000 円に対し 1,237 円 50 銭)とする。ただし、平成 23 年 3 月 31 日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額 25,000 円に対し 386 円 51 銭とする。 第 7 種優先株式　　1 株につき、その払込金額(1 株につき 35,000 円を上限とする。以下第 7 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。 第 8 種優先株式　　1 株につき、その払込金額(1 株につき 35,000 円を上限とする。以下第 8 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。 ②　(条文省略) ③　(条文省略)	第 4 種優先株式　　1 株につき、その払込金相当額(25,000 円)に、年 3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額 25,000 円に対し 992 円 50 銭)とする。 第 5 種優先株式　　1 株につき、その払込金相当額(25,000 円)に、年 3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額 25,000 円に対し 918 円 75 銭)とする。 第 6 種優先株式　　1 株につき、その払込金額(25,000 円)に、年 4.95%の配当率を乗じて算出した額(払込金額 25,000 円に対し 1,237 円 50 銭)とする。(削除) 第 7 種優先株式　　1 株につき、その払込金額(1 株につき 35,000 円を上限とする。以下第 7 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。 第 8 種優先株式　　1 株につき、その払込金額(1 株につき 35,000 円を上限とする。以下第 8 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。 ②　(現行どおり) ③　(現行どおり)
(残余財産の分配) 第 13 条　当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 丙種優先株式　　1 株につき　　5,000 円 己種優先株式　　1 株につき　　12,500 円 第 1 種優先株式　1 株につき　　2,000 円 第 2 種優先株式　1 株につき　　2,000 円 第 3 種優先株式　1 株につき　　2,000 円 第 4 種優先株式　1 株につき　　25,000 円 第 5 種優先株式　1 株につき　　25,000 円 第 6 種優先株式　1 株につき　　25,000 円 第 7 種優先株式　1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は 80%とする。 第 8 種優先株式　1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は 80%とする。 ②　(条文省略)	(残余財産の分配) 第 13 条　当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 丙種優先株式　　1 株につき　　5,000 円 己種優先株式　　1 株につき　　12,500 円 (削除) (削除) 第 3 種優先株式　1 株につき　　2,000 円 第 4 種優先株式　1 株につき　　25,000 円 第 5 種優先株式　1 株につき　　25,000 円 第 6 種優先株式　1 株につき　　25,000 円 第 7 種優先株式　1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は 80%とする。 第 8 種優先株式　1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は 80%とする。 ②　(現行どおり)
(議決権) 第 15 条　優先株主(第 1 種優先株式を有する株主(以下第 1 種優先株主という)、第 2 種優先株式を有する株主(以下第 2 種優先株主という)および第 3 種優先株式を有する株主(以下第 3 種優先株主という)を除く。以下本条において同じ)は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先株主は、会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により第 53 条の規定が効力を有する場合であって会社法第 436 条第 3 項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により第 53 条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の	(議決権) 第 15 条　優先株主((削除)第 3 種優先株式を有する株主(以下第 3 種優先株主という)を除く。以下本条において同じ)は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先株主は、会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により第 53 条の規定が効力を有する場合であって会社法第 436 条第 3 項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により第 53 条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に

HD 定款変更案 ＜平成 23 年度＞

現行定款	変更案
議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により効力を有する第 53 条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。 ② 第 1 種優先株主、第 2 種優先株主および第 3 種優先株主は、株主総会において議決権を有する。	おいて否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により効力を有する第 53 条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。 ② (削除)第 3 種優先株主は、株主総会において議決権を有する。
(優先株式の取得条項) 第 18 条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式(第 1 種優先株式、第 2 種優先株式、第 3 種優先株式、第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第 7 種優先株式および第 8 種優先株式を除く。以下本条において同じ)は、同期間の末日の翌日(以下一斉取得日という)をもって当会社がこれを取得し、当会社はこれと引換えに、優先株式 1 株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の当会社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式 1 株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。 丙種優先株式 1 株につき 1,667 円 己種優先株式 1 株につき 3,598 円 ② (条文省略) ③ (条文省略)	(優先株式の取得条項) 第 18 条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式((削除)第 3 種優先株式、第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第 7 種優先株式および第 8 種優先株式を除く。以下本条において同じ)は、同期間の末日の翌日(以下一斉取得日という)をもって当会社がこれを取得し、当会社はこれと引換えに、優先株式 1 株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の当会社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式 1 株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。 丙種優先株式 1 株につき 1,667 円 己種優先株式 1 株につき 3,598 円 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
附 則	附 則
(丙種第一回優先株式の取得請求権の内容) 第 1 条 丙種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、第 17 条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 1. 取得を請求し得べき期間 (条文省略) 2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 イ. 引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。 引換価額＝平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の引換価額を 100 で除して得た額 ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成 27 年 1 月 1 日まで毎年 1 月 1 日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が 1,667 円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。 なお、上記 45 取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。	(丙種第一回優先株式の取得請求権の内容) 第 1 条 丙種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、第 17 条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 1. 取得を請求し得べき期間 (現行どおり) 2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 イ. 引換価額 引換価額は、1,501 円とする。 ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成 27 年 1 月 1 日まで毎年 1 月 1 日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が 1,501 円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。 なお、上記 45 取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。

HD 定款変更案 ＜平成 23 年度＞

現行定款	変更案
ハ. 引換価額の調整 （1）～（5）（条文省略） （6）引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が 10 円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 なお、かかる差額が平成 17 年 3 月 31 日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を 10 倍して使用するものとする。	ハ. 引換価額の調整 （1）～（5）（現行どおり） （6）引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が 10 円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 （削除）
ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （条文省略）	ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （現行どおり）
（己種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第 2 条　己種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第 17 条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 1．取得を請求し得べき期間 （条文省略） 2．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 イ. 引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。 引換価額＝平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の引換価額を 100 で除して得た額 ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成 26 年 7 月 1 日まで毎年 7 月 1 日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が 3,597 円（ただし、下記ハ. により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。 なお、上記 45 取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。 ハ. 引換価額の調整 （条文省略） ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （条文省略）	（己種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第 2 条　己種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第 17 条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 1．取得を請求し得べき期間 （現行どおり） 2．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 イ. 引換価額 引換価額は、3,240 円とする。 ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成 26 年 7 月 1 日まで毎年 7 月 1 日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が 3,240 円（ただし、下記ハ. により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。 なお、上記 45 取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。 ハ. 引換価額の調整 （現行どおり） ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （現行どおり）
（第 1 種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第 3 条　第 1 種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第 17 条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 1．取得を請求し得べき期間 本優先株式は、平成 18 年 7 月 1 日以降いつでも取得を請求できるものとする。 2．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出	（削除）

HD 定款変更案 ＜平成 23 年度＞

現行定款	変更案
される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 イ. 引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。 引換価額＝平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第 1 種第一回優先株式の引換価額を 100 で除して得た額 ロ. 引換価額の修正 引換価額は、毎年 8 月 1 日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が 280 円（ただし、下記ハ. により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。 なお、上記 45 取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。 ハ. 引換価額の調整 (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。引換価額調整式の計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。 調整後引換価額＝調整前引換価額× $\dfrac{\text{既発行普通株式数}+\dfrac{\text{新規発行普通株式数}\times\text{1 株当たり払込金額}}{\text{1 株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数}+\text{新規発行普通株式数}}$ ① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。 ② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。 ③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。 ④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する	

現行定款	変更案
時価を下回る場合 調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。 (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する引換価額に変更される。 (3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日(ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ. に準じて調整する。 (4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の 1 か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。 (5) 引換価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、 ① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額) ② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0 円 ③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額(新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額) ④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額(新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額) をそれぞれいうものとする。 (6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が 10 円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。 取得と引換えに交付すべき普通株式数 ＝ (本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額(1 株あたり 2,000 円)の総額) ／ 引換価額	

HD 定款変更案 ＜平成 23 年度＞

現行定款	変更案
（第 2 種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第 4 条　　第 2 種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第 17 条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 1．取得を請求し得べき期間 本優先株式は、平成 20 年 7 月 1 日以降いつでも取得を請求できるものとする。 2．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 イ．引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。 引換価額＝平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第 2 種第一回優先株式の引換価額を 100 で除して得た額 ロ．引換価額の修正 引換価額は、毎年 11 月 1 日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が 200 円（ただし、下記ハ．により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。 なお、上記 45 取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。 ハ．引換価額の調整 （1）次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ．またはロ．の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。引換価額調整式の計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。 調整後引換価額＝調整前引換価額× $\dfrac{\text{既発行普通株式数}+\dfrac{\text{新規発行普通株式数}\times\text{1 株当たり払込金額}}{\text{1 株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数}+\text{新規発行普通株式数}}$ ① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。 ② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。 ③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準	（削除）

現行定款	変更案
日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。 ④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合 調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。 (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。 (3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ. に準じて調整する。 (4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の 1 か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。 (5) 引換価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、 ① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額） ② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0 円 ③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額） ④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額） をそれぞれいうものとする。 (6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が 10 円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価	

HD 定款変更案 ＜平成 23 年度＞

現行定款	変更案
額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。 取得と引換えに交付すべき普通株式数 ＝ 本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額（1 株あたり 2,000 円）の総額 ／ 引換価額 （第 3 種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第 5 条　第 3 種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第 17 条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 1．取得を請求し得べき期間 （条文省略） 2．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 イ. 当初引換価額 当初引換価額は、平成 22 年 7 月 1 日（以下取得開始期日という）現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が 170 円（ただし、下記ハ. により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。 ロ. 引換価額の修正 当初引換価額は、平成 23 年 5 月 1 日以降毎年 5 月 1 日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。 ハ. 引換価額の調整 （条文省略） ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （条文省略）	（第 3 種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第 3 条　第 3 種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第 17 条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 1．取得を請求し得べき期間 （現行どおり） 2．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 イ. 引換価額 引換価額は、410 円とする。 ロ. 引換価額の修正 引換価額は、（削除）毎年 5 月 1 日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が 154 円（ただし、下記ハ. により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。 ハ. 引換価額の調整 （現行どおり） ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （現行どおり）